

マレーシア協定原産地証明書	マレーシア運用上の手続規則別紙 1 - A に定める様式
チリ協定原産地証明書	チリ運用上の手続規則別紙 2 - A に定める様式
タイ協定原産地証明書	タイ運用上の手続規則別紙 1 - A に定める様式
インドネシア協定原産地証明書	インドネシア運用上の手続規則別紙 1 - A に定める様式
ブルネイ協定原産地証明書	ブルネイ運用上の手続規則別紙 1 - A に定める様式
アセアン包括協定原産地証明書	アセアン運用上の規則付録 1 に定める様式
フィリピン協定原産地証明書	フィリピン運用上の手続規則別紙 1 - A に定める様式
スイス協定原産地証明書	スイス協定附属書 2 付録 2 に定める様式に適合する書式
ベトナム協定原産地証明書	ベトナム運用上の規則付録 2 に定める様式
インド協定原産地証明書	インド運用上の手続別紙 1 に定める様式
ペルー協定原産地証明書	ペルー協定附属書 4 に定める様式に適合する書式
モンゴル協定原産地証明書	モンゴル運用上の手続規則別紙 1 - A に定める様式

(原産地申告の必要的要件)

68-5-11 の 2

- (1) 本節において、原産地申告とは次表第 1 欄に掲げる協定の区分に応じ、それぞれ第 2 欄に掲げるものとする。

協定名	原産地申告	本節における略称
メキシコ協定	メキシコ協定第 39 条の B に基づく原産地申告	メキシコ協定原産地申告
スイス協定	スイス協定附属書 2 第 19 条に基づく原産地申告	スイス協定原産地申告
ペルー協定	ペルー協定第 57 条に基づく原産地申告	ペルー協定原産地申告

- (2) 令第 36 条の 3 第 3 項 (令第 50 条の 2 の規定において準用する場合を含む。)、第 51 条の 12 第 3 項又は第 61 条第 1 項第 2 号イ (1) の規定により、

税関に提出された原産地申告については、原則として、次の各号に掲げる要件のすべてを満たしている必要がある。なお、前記 68-5-2 に定める規定に基づく原産品としての要件を満たさないと認められる場合には、EPA 税率を適用することはできないことに留意する。

イ 原産性の証明を行う産品について特定できるように十分に詳細に記載されている仕入書、納品書その他の商業文書に、以下の申告文が不足なく記載されていること。ただし、申告文が記載された仕入書、納品書その他の商業文書の作成の日が輸入申告から 1 年以内であることが必要であり、申告文の記載は、タイプ印書、押印又は印刷によるものとし、手書きによるものは認められないので、留意する。なお、認定輸出者の認定番号が申告文に記載されていない場合、申告文に記載された認定輸出者の認定番号が、別途事務連絡する認定輸出者リストに含まれていない場合は、東京税関総括原産地調査官に報告する。また、原産地申告には原則として関税率表番号の記載がなく、輸入貨物に実際に適用されるべき関税率表番号に係る品目別規則が適用されたものとみなして差し支えないが、産品の原産性に疑義がある場合は、東京税関総括原産地調査官に報告する。

(イ) メキシコ協定原産地申告については、メキシコ統一規則附属書 3 に定める「The exporter of the goods covered by this document (Authorization No... 認定輸出者の認定番号) declares that, except where otherwise clearly indicated, these goods are of Japan/Mexico preferential origin under Japan-Mexico EPA/ Mexico- Japan EPA」。ただし、Japan-Mexico EPA/ Mexico- Japan EPA については、申告文がメキシコに所在する輸出者により作成されることから Mexico-Japan EPA と記載される。なお、原産地申告は、英語により作成することとされているので、留意する。

(ロ) スイス協定原産地申告については、スイス協定附属書 2 付録 3 に定める「The exporter of the products covered by this document (Authorisation No. 認定輸出者の認定番号) declares that, except where otherwise clearly indicated, these products are of Swiss or Japan (産品の原産地) preferential origin」。

(ハ) ペルー協定原産地申告については、ペルー協定附属書 4 に定める「The exporter of the goods covered by this document (Authorization No 認定輸出者の認定番号) declares that, except where otherwise clearly indicated, these goods are of Japan or Peru (産品の原産地) preferential origin under Japan-Peru EPA/Peru-Japan EPA. (Place and date)」。ただし、(Place and date)については、申告文が記載されている仕入書等に別途記載がある場合は省略することができる。なお、ペルー協定本文は、日本語、スペイン語及び英語がひとしく正文とされているが、原産地申告については、英語により作成する

こととされているので、留意する。

- ロ 申告文が記載された商業上の文書の貨物と輸入貨物が一致すること。
- ハ 災害その他やむを得ない理由によりその期間を経過した場合を除き、令第 61 条第 5 項に定める有効期間内のものであること。

(原産品申告書の必要的要件及び様式)

#### 68-5-11 の 3

- (1) 本節において、原産品申告書とはオーストラリア協定第 3・16 条に基づく原産地証明文書をいう。
- (2) 令第 36 条の 3 第 3 項 (令第 50 条の 2 の規定において準用する場合を含む。)、第 51 条の 12 第 3 項又は第 61 条第 1 項第 2 号イ (2) の規定により、税関に提出された原産品申告書については、原則として、次の各号に掲げる要件のすべてを満たしている必要がある。なお、前記 68-5-2 に定める原産地規則に係る規定に基づく原産品としての要件を満たさないと認められる場合には、EPA 税率を適用することはできないことに留意する。
  - イ オーストラリア協定附属書 3 に掲げる事項が以下に留意して記載されていること。
    - (イ) 品目に対応する、日本への輸入申告に用いられる仕入書の番号及び日付が所定の欄に記載されていること。
    - (ロ) 原産品申告書を作成した輸出者又は生産者以外の者であって第三国に所在する者が本邦の輸入者に対し仕入書を発行する場合には、原産品申告書 (C-5292) においては「5. その他の特記事項」欄の「 第三国インボイス」に、(C-5292-3) においては「5. Other」欄の「 Non-party invoice」にチェックが付されているとともに、当該仕入書を発行する者の正式名称及び住所の記載を要するものとする。
  - ロ 原産品申告書に記載されている産品と輸入貨物とが一致すること。
  - ハ 災害その他やむを得ない理由によりその期間を経過した場合を除き、令第 61 条第 5 項に定める有効期間内のものであること。
- ニ 原産品申告書は、単一の船積みに係る産品についてのみ有効なものとする。なお、この場合、当該原産品申告書に 2 以上の仕入書の番号及び日付が記載されていても無効な扱いとはしないので留意する。

(原産品であることを明らかにする書類の取扱い)

#### 68-5-11 の 4

- (1) 本節において、原産品であることを明らかにする書類 (以下この項において「その他の書類」という。) とは、オーストラリア協定第 3・17 条 2 (C) に規定する原産品であることを示す他の証拠であって、令第 36 条の 3 第 3 項 (令第 50 条の 2 の規定において準用する場合を含む。)、第 51 条の 12 第 3 項又は第 61 条第 1 項第 2 号イ (2) の規定により税関長がその提出の必要がないと認めるときを除き、原産品申告書において申告された産品